2026. 7. 30

トランプ関税は新たな段階へ
～301 条・232 条が支える新たな法的枠組み～

フェロー チーフエコノミスト
小玉　祐一

ポイント

- **米最高裁による相互関税の違憲判決後、関税策は通商法 122 条による暫定関税を経て、同 301 条を軸とする枠組みに移行。60 ヵ国・地域を強制労働対策の観点で一括評価し 10%または 12.5%の関税を課す**
- **通商拡大法 232 条に基づく商品別関税は維持される。カナダ、ブラジルには別途高関税を課しており、新たな枠組みは今のところ 3 層構造。232 条に関しては今後対象品目が拡大される可能性が高い**
- **一括関税の上限は実質 12.5%となったものの、日本としては新たな関税措置を回避する観点からも、日米合意を着実に履行する姿勢を維持することが重要**

1．通商法 301 条を軸とした枠組みに

2026 年 2 月、米最高裁は、国際緊急経済権限法（IEEPA）は関税の根拠にならないという判決を下した。これにより、トランプ大統領肝煎りの「相互関税」は継続不能となった。以後、政権は通商法 122 条に基づく一律 10%の暫定関税へ切り替えたが、同法の効力は 150 日で、7 月 24 日に期限を迎えた後の措置が注目されていた。議会の承認があれば延長は可能だが、政権は当初から、「122 条はつなぎ」と説明しており、25 日以降は 1974 年通商法 301 条を軸とする新たな枠組みへと移行することとなった（図表 1）。

通常、301 条は相手国・地域個別の問題に対し適用される。近年では中国の知的財産権の侵害や、EU のエアバ

（図表1）米国が追加関税のため活用している法令と概要

法律･条項名	何ができるか	適用例	利点	制約
1974年通商法122条	**国際収支の深刻な赤字**発生時に、最大15%の輸入課徴金を150日間限定で課すことができる	全輸入品に10%（2026年2月）。1971年ニクソンショック時の10%の輸入課徴金	迅速に全面適用可能。大統領裁量が広い	150日間限定。延長には議会承認が必要。恒久措置に不向き。今回は延長せず
1974年通商法301条	**外国の不公正貿易慣行**に対して報復関税を課すことができる。	近年の中国向け関税が代表例。1980~90年代の日米貿易摩擦時の利用	期限が固定されず、柔軟に継続可能。損害立証は不要。国別、品目別に設定可	調査手続きが必要。WTOと非整合的
1962年通商拡大法232条	**国家安全保障**を理由に品目関税や数量制限を課すことができる	2018年鉄鋼･アルミ関税、2025年の自動車･部品関税	安全保障を根拠に政治的正当化がしやすい。損害立証は不要	商務省調査が必要。原則全世界が対象
1930年関税法338条	**差別的待遇**を行なう国に対して最大50%の関税を課すことが可能	近年の使用例はなかった。今回カナダに対して発動	比較的シンプルな手続きで高関税を課すことができる	実務上の前例が乏しく、訴訟リスクが高い。「差別」の認定が争点に

（出所）USTR資料等より明治安田総研作成

スに対する補助金等が同条項に基づく関税発動の対象となった。今回の手法が従来と異なるのは、強制労働[1]によって生産された商品の輸入を十分に規制しているかどうかという単一の基準で、合計 60 におよぶ国と地域を一括評価した点である。調査対象となった 60 ヵ国・地域からの米国の輸入金額は、輸入全体の 99%超を占める。

共通基準とした第一の理由が時間の節約というのは、多くの人の見方が一致するところだろう。国ごとに関税率、補助金、非関税障壁等をいちいち精査していたら時間がいくらあっても足りない。なかでも強制労働をテーマに選んだのは、「強制労働を認めるべきか」という理念上の対立が世界的にほぼないため、正当性を確保しやすいことがあったと考えられる。米政府としても、人権保護を大義名分に掲げたほうが、単なる保護主義的理由を並べるよりも反論されにくい。

調査対象は、各国内で強制労働が発生しているかだけではなく、第三国内で、強制労働によってその全部または一部が採掘・生産・製造された製品（以下、強制労働製品）を、自国市場から排除する制度を持つかどうかという点に置かれている。これは、中国を念頭に、強制労働が存在する国で生産された原材料や製品が他国を経由して米国市場に流入することを封じるねらいがあると見られている。

２．301 条適用の論理構成には課題

米国はすでに、1930 年関税法 307 条に基づき、強制労働で生産された商品の輸入を禁止してきた実績がある。ただし、同法は対抗措置として関税をかけることを認めていない。米通商代表部（USTR）は、強制労働製品が世界各国の市場に流入すると、それを使用しない米国企業が価格面で不利になるため締め出されると説明している。すなわち、強制労働を単なる人権問題ではなく、不公正貿易慣行と捉えることで、301 条を適用できる根拠とした。

通商法の専門家の間では、当初から大統領権限の範囲が争われる可能性が高かった IEEPA ではなく、同条項の方が法的な妥当性は高いと考えられているようだ。USTR が実際にどこまで詳しく精査したのかはわからないが、法に定められた調査、意見募集、不合理な通商慣行の認定という段階的手続きを踏んでおり、形式上は国ごとの個別の 301 条調査という体裁を整えている。

論理構成に問題がないわけではない。まず、強制労働製品の輸入禁止制度が不十分であっても、その国から輸入される全商品が強制労働に関係しているわけではない。にもかかわらず、全商品に一律に関税を課すことは、301 条の拡大解釈だとの批判がなされている。また、多くの国は少なくとも国内での強制労働を禁止しているが、「輸入禁止法がない」というところまで 301 条上の不合理な政策として考えるのは行き過ぎとも言われている。301 条を、相手国の不公正な通商政策に対抗する法から、米国と同じ法律を採用しない国を罰する法へ拡大解釈しているとの批判である。

３．税率の意味

税率は、10%と 12.5%の二種類となった。10%は強制労働に関する法整備が進んでいるとみなされた国で、12.5%はそうではない国に適用される（図表 2）。税率の差がなぜ 2.5%なのかの説明はない。

前者に関しては、法整備の有無が絶対的な基準というわけではなく、一定の対応を取っていれば認められる。具体的には、執行が不十分でも強制労働製品の輸入禁止制度自体は持っている国、米国との協定で制度の導入・執行を約束した国、強制労働製品を排除する部分的制度がある国等である。後者は、強制労働製品の輸入禁止制度がない国、制度導入も約束していない国、部分的制度もない国に適用される。

日本は強制労働製品の輸入を禁止する制度がなく約束もしていないとのことで、10%グループには入れなか

[1] 米政府は「強制労働」を、1930 年関税法 307 条に基づき、「労働者が自発的に提供しておらず、働かなければ何らかの不利益（罰則）を受けるという脅威の下で行なわれる、あらゆる労働または役務」と定義している。

ったが、多くの国が原則追加関税なのに対し、日本・韓国・スイスは既存の関税とあわせて合計 12.5%、EU・台湾は合計 10%が上限となっている。

米政府はこれを、既存の貿易協定や類似の取り決めと整合させるための措置と説明している。すなわち、今回の関税率は政治的に決められた数字という色彩が強い。ただし、米政府は税率について、「潜在的な経済的損害」と「関税の有効性」を比較したとも説明しており、国内経済に配慮した数字だともしている。また、関税の対象となった場合に「国内供給が不足する原材料」、「経済全体に混乱を引き起こす可能性のある製品」、「米国で十分な量または妥当な価格で栽培または生産できない製品」は関税の対象から除外するとも述べている。

4．カナダ・ブラジルには別途高関税

一方、カナダ、ブラジルに対してはこのところの政治的対立という背景もあり、別個に高関税を課している。

カナダに対しては、1930 年関税法（スムート・ホーリー法）338 条に基づき、8 月 19 日から、酒類、乳製品、建材などに最高 50%の追加関税を課す予定である（図表 3）。カナダが米国産自動車の輸入を制限していること、米国産乳製品に不利な制度を維持していること、米国産アルコール飲料を一部の州が販売網から排除していること等を同法上の差別的措置と認定している。同条項は大統領さえ差別的待遇を認定すれば発動でき、関税率も最大 50%まで課すことが可能という点で機動性が高い。ただし、100 年近く前の法律であり、しかもこれまで利用実績がほとんどなく、従って判例もなく、その法的妥当性は不明である。カナダによる上記の扱いが、338 条でいう「差別」に当たるのかが最大の争点となるが、カナダ側は、米国の関税に対する正当な報復措置、あるいは米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）上認められた制度であり差別ではないと反論している。今回の措置は、USMCA の交渉を有利に進めるためのトランプ大統領の圧力との評価もあり、今後のカナダとの交渉次第で比較的早期に取り下げる可能性もあると思われる。

ブラジルに対しては、301 条に基づいた別の調査に基

（図表2）通商法301条に基づく関税措置

条件	税率	対象国・地域
強制労働対策が進んだ国	10%	EU、英国、カナダ、メキシコ、台湾、インド、一部中南米諸国等19ヵ国・地域
強制労働対策が不十分と認定された国	12.5%	中国、**日本**、香港、韓国、豪州、スイス、多くのアジア諸国等41ヵ国・地域

※計60ヵ国・地域が対象。原則上乗せ関税、ただし日本・韓国・スイス（12.5%）、EU・台湾（10%）の5ヵ国・地域は品目別措置を除く他の関税とあわせた上限率となる

（出所）USTR資料等より明治安田総研作成

（図表3）カナダに対する関税措置

＜主な50%対象品目＞…合計200億ドル程度

区分	主な対象品目
酒類	ワイン、ビール、蒸留酒など
乳製品	粉乳、濃縮乳、ホエイ、その他一部乳製品
建材	セメント、合板など
スポーツ用品	アイスホッケースティック、スケート靴、スキーなど
一般消費財	一部衣類・繊維製品、日用品
食品	メープルシロップ、はちみつなど一部食品

＜主な除外品目＞

区分	主な除外品目
232条対象品	鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品など
エネルギー	原油・天然ガスなど
肥料	カリ肥料（塩化カリ、硫酸カリ）など
鉱物	重要鉱物（ニッケル、コバルト、リチウムなど）
水産物	主要魚介類

（出所）ホワイトハウス資料等より明治安田総研作成

（図表4）ブラジルに対する関税措置

＜主な25%対象品目＞…原則全輸入品。下記は主要輸入品

区分	主な対象品目
農産物・食品	エタノール、砂糖、加工食品など
靴・衣料品	革靴、運動靴、衣類など
機械	農業機械、建設機械、コンプレッサー、園芸工具など
電気・インフラ	電気機械、変圧器など
自動車関連	232条対象外の自動車部品など
木材・家具	木製家具、建具、モールディング（装飾用木材）など
紙・パルプ	紙製品、一部パルプ製品など
石材・建材	花こう岩など
化学品	化学・石油化学製品など
鉱山関連	鉱山機械・関連設備など

＜主な除外品目＞

区分	主な除外品目
232条対象品	鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品など
基礎原材料	鉄鉱石、銑鉄、鉄スクラップ、水酸化アルミニウムなど
農産・食品	一部魚介類、はちみつ、コーヒー豆など
医薬品	ワクチン、抗生物質原薬など
木材	製材、木材チップ、ベニヤ板など
その他	動物皮革の一部、美術品・骨董品、古着など

（出所）USTR資料等より明治安田総研作成

づき、米国産エタノールへの閉鎖的扱いや、知的財産権の保護不足等、6 分野の政策や慣行が不合理または差別的だとの認定のもと、原則全輸入品を対象に別途 25%の追加関税を決定、7 月 22 日からすでに適用されている。米国経済への悪影響が大きい品目は除外する方式で、除外品目には鉄鉱石やコーヒー豆、一部医薬品・木材等が含まれる（図表 4)。

５．232 条関税は継続

通商拡大法 232 条に基づく個別商品別の関税は維持する（図表 5)。232 条関税は最高裁の IEEPA 判決の影響を直接受けず、期限も原則としてない。232 条は、301 条とならぶ新たな関税政策の枠組みの主要な法的基盤となる。7 月末時点で、担当の商務省は新たな 232 条調査を重要鉱物、民間航空機・ジェットエンジン、ロボティクス・産業機械、医療機器、風力タービンなどへ拡大しており、今後範囲が拡大される可能性が高い。

（図表5）通商拡大法232条に基づく主な関税措置

対象分野	基本税率	主な例外措置
鉄鋼･アルミ･銅等	50%	米国内投資･米国産原料比率による軽減措置あり
金属製品･機械	25%	一部機械･電力設備は軽減税率
自動車･自動車部品	25%	USMCAの部品の原産地規制を満たす部分等に軽減措置など
半導体･半導体製造装置	25%	データセンター、研究開発、国内製造強化用途などを除外
特許医薬品	100%	日本･EU･韓国など15%、英国10%、米国内投資企業20%など

（出所）商務省資料等より明治安田総研作成

すなわち、新しい関税の枠組みは、301 条に基づく一律関税と、232 条に基づく商品別関税、ブラジルやカナダに対する特別措置という 3 層構造になっている。

６．トランプ関税を恐れる必要はなくなったのか

今回の 12.5%という最高税率を見て、「トランプ関税」の通商政策上の武器としての怖さは薄れたと感じる向きが多いかもしれない。昨年結んだ日米合意には、5,500 億ドルの対米投資の約束（日本側の説明では融資・保証枠）が含まれているが、日本が案件の承認や資金供給を不当に遅らせた場合に関税を 25%へ戻すといったような具体的条項（スナップバック関税）があるわけではない。追加関税の上限が実質 12.5%で固定され、再引き上げの現実的なリスクも小さいようであれば、日本が 5,500 億ドル規模の枠を急いで埋めるインセンティブはかなり弱まるということになる。

ただ、やはり油断は禁物である。232 条は全世界が対象のため、日本だけが個別に対象とされることは基本的にないが、カナダに対し、古い法律を持ち出して高関税をかけようとしているように、その気になればトランプ大統領の一存でできることはある。将来の新たな関税措置を避ける政治的保険という意味でも、合意を忠実に履行する姿勢を緩めないようにすることが肝要である。

2026 年 2 月に発表された対米投資第 1 弾の案件は合計約 360 億ドルだった。3 月には第 2 弾として最大約 730 億ドル規模のプロジェクトを選定した。すでに約束の 2 割近い規模の案件が動き出していることになる。双方とも 3 件のプロジェクトで構成され、人工ダイヤモンドの生産、米国産原油輸出のためのインフラ整備、データセンターの電力需要増に対応するためのガス火力発電、小型モジュール炉などの次世代原子炉の建設等が含まれる。水面下では第 3 弾の候補として、液晶・有機 EL ディスプレイ製造、銅精錬等が検討されていると報じられているが、正式発表には至っていない。

メニューを見ればわかるとおり、対米投資には、エネルギーや先端半導体などの供給網確保、国内安全保障の強化、日本企業の投資機会の増大といった利点もある。日本としては、ある意味これまでと同じかもしれないが、5,500 億ドルを過度に意識することなく、採算性の高い案件だけを選び、場合によっては案件審査を長期化させながらも、合意を履行する姿勢を見せ続けることが必要となる。ひとたびトランプ大統領に日本の履行姿勢への疑念を抱かせてしまったら、その後の展開は厳しくなる。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 フェロー チーフエコノミスト 小玉 祐一
電話番号：080-2298-8302
e-mail：yuichi.kodama@meijiyasuda.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411